

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稻美町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

稻美町長

公表日

令和7年12月3日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>稻美町は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。</p> <p>(1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の記録に関する事務 (3)予防接種の健康被害の救済措置に関する事務</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種のみ) -ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 -予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 -予防接種の実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務</p>
③システムの名称	健康かるてシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>第9条第1項(利用範囲) 第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 別表(第9条関係)14の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。) 第2条の表 25、26の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。) 第2条の表 25、27、28、29の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉課、こども課
②所属長の役職名	課長、課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稻美町役場 経営政策部企画課
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稻美町役場 健康福祉部健康福祉課、こども課
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input checked="" type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)により不正に使用されるリスクはない。USBメモリの使用にあたっては事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行っているため、リスク対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)により不正に使用されるリスクはないため、不正な提供が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)17、18、19の項	(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二17、18、19の項	事後	
平成31年3月15日	I-5-①	健康福祉部健康福祉課	健康福祉部健康福祉課、こども課	事後	
平成31年3月15日	I-5-②	健康福祉部健康福祉課長 井澤 尚昭	課長、課長	事後	
平成31年3月15日	II-1	平成27年6月1日 時点	平成31年3月1日 時点		
平成31年3月15日	II-2	平成27年6月1日 時点	平成31年3月1日 時点		
令和2年3月16日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠)なし(別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二17、18、19の項	(情報提供の根拠)なし(情報照会の根拠)・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二17、18、19の項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、13条、13条の2		
令和2年3月16日	II-1	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点		
令和2年3月16日	II-2	[500人未満] 平成31年3月1日 時点	[500人以上] 令和2年3月1日 時点		
令和2年9月1日	II-1	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点		
令和2年9月1日	II-2	[500人以上] 令和2年3月1日 時点	[500人未満] 令和2年9月1日 時点		
令和3年9月7日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月7日	I-4-②	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二17、18、19の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、13条、13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令第12条の3、13条、13条の2		
令和3年9月7日	II-1	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点		
令和3年9月7日	II-2	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点		
令和4年3月23日	I-1-②	稻美町は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。 (1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の記録に関する事務 (3)予防接種の健康被害の救済措置に関する事務	稻美町は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。 (1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の記録に関する事務 (3)予防接種の健康被害の救済措置に関する事務 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種のみ) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録に関する事務 ・予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理、他市区町村への接種記録の照会・提供に関する事務 ・予防接種の実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務		
令和4年3月23日	I-1-③	健康かるてシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー	健康かるてシステム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月23日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条		
令和4年3月23日	I-4-②	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令第12条の3、13条、13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令第12条の2、12条の3、13条、13条の2		
令和4年3月23日	II-1	令和2年9月1日 時点	令和4年3月1日 時点		
令和4年3月23日	II-2	令和2年9月1日 時点	令和4年3月1日 時点		
令和4年3月23日	IV-5	提供・移転しない	十分である		
令和4年3月23日	IV-6	接続しない(提供)	十分である		
令和7年12月3日	I-3	番号法第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項(利用範囲) 第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 別表(第9条関係)14の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	I - 4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令第12条の2、12条の3、13条、13条の2 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。) 第2条の表 25、26の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。) 第2条の表 25、27、28、29の項 	事後	
令和7年12月3日	II - 1	令和4年3月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月3日	II - 2	令和4年3月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月3日	IV-8	-	<p>(リスクへの対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠)</p> <p>システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)により不正に使用されるリスクはない。USBメモリの使用にあたっては事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行っているため、リスク対策は十分であると考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	IV-11	-	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)により不正に使用されるリスクはないため、不正な提供が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	